

令和7年度（2025年度）障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、民間団体（社会福祉法人その他の法人格をもつ団体）が行う障がい者芸術文化活動の支援を推進し、障がい者の芸術文化活動の更なる振興を図るため、当該民間団体の活動に対し、予算の範囲内において障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、「熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助対象事業の実施団体（以下「事業実施団体」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）社会福祉法人その他の法人格を持つ団体

2 前項第1号については、次の条件をすべて満たすものとする。

（1）熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。

（2）補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

（3）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

（4）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。

（5）暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。

（補助対象経費）

第3条 給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、会議費、使用料及び賃借料、委託費等、その他補助対象事業を実施するために必要と認められる経費とする。

（補助金の上限額）

第4条 補助金は、5,000千円を上限とした所要額を交付する。

（補助金の交付申請書）

第5条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第3号その他必要とする書類は、次のとおりとする。

（1）団体に関する調書（別記第3号様式その1から別記第3号様式その3まで）

（2）定款、規約又はこれらに準ずるもの

（3）その他知事が必要とする資料

（補助事業等の内容等の変更）

第6条 要項第5条第2項の変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。

（1）事業変更計画書（別記第1号様式を準用）

（2）変更後の収支予算書（別記第2号様式を準用）

（3）その他知事が必要とする資料

（申請の取下げ）

第7条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内とする。

(状況報告)

第8条 要項第8条の規定による状況報告は、別記第4号様式によるものとし、知事が必要に応じ求めることとする。

(実績報告)

第9条 要項第9条第2項第1号の事業実績報告書は、別記第5号様式とする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第6号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書等支出を証する書面の写し

(2) その他知事が必要と認める資料

4 第1項の事業実績報告書の提出期間は、補助事業完了の日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等の請求等)

第10条 要項第11条第1項の請求書は、別記第7号様式とする。

2 要項第11条第3項の概算払請求書は、別記第8号様式とする。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月24日から施行する。